

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」による 公文書管理法施行令の改正（案）について

第107回公文書管理委員会

資料 2 - 1

概要

令和 5 年 6 月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部を改正する法律」（以下「マイナンバー法等一部改正法」という。）により、健康保険法において、被保険者証を廃止することとされたことに伴い、公文書管理法施行令の「健康保険の被保険者証」に係る規定を削除する必要がある。

改正内容

- ・ 公文書管理法第17条の規定に基づき、本人情報が記録された特定歴史公文書等について利用請求をする場合は、国立公文書館等の長に対し、本人確認書類を提示又は提出しなければならないとされており、公文書管理法施行令第20条第1項第1号において、本人確認書類の1つとして「健康保険の被保険者証」が規定されている。今般、健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、令和 6 年 8 月閣議決定予定の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」により、公文書管理法施行令に規定されている「健康保険の被保険者証」を削ることとする。
- ・ また、マイナンバー法等一部改正法により、健康保険法において、新たに、厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付することとされているが、当該書面（注：資格確認書）については、公文書管理法施行令第20条第1項第1号の「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの」に該当するものとして、以後本人確認書類として有効なものとなる。
- ・ なお、現在発行されている健康保険の被保険者証については、廃止後も一定の猶予期間（1年間）が定められる予定であり、その間は、同施行令第20条第1項第1号の「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの」に該当するものとして、本人確認書類として有効なものとなる。

< 公文書管理法施行令（平成22年12月22日政令第250号）抄 >

第二十条 法第十七条の利用請求をする者は、国立公文書館等の長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの。

スケジュール（予定）

令和 6 年 8 月 8 日閣議決定予定、同年12月 2 日施行

公文書管理法施行令の改正（案）における健康保険の被保険者証等に係る措置

< 公文書管理法施行令（平成22年12月22日政令第250号）抄 >

第二十条 法第十七条の利用請求をする者は、国立公文書館等の長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの。

